

## 都市計画法第 53 条関連事務手続きについて

都市計画法第 53 条の許可とは？

都市計画法第 53 条において、都市計画施設（都市計画道路、都市計画公園等）の区域内において建築物の建築をしようとする時は、大分県知事の許可を受けなければならないといったきまりがあります。（例外もあります。）

この許可を受けるための申請が 53 条許可申請と呼ばれるものであり、許可基準は同法第 54 条によります。

（建築の許可）

第 53 条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築

をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- （1）政令で定める軽易な行為
- （2）非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- （3）都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- （4）第 11 条第 3 項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であって、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの
- （5）第 12 条の 11 に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であって、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの

2 第 42 条第 2 項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

3 第 1 項の規定は、第 65 条第 1 項に規定する告示があった後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

（許可の基準）

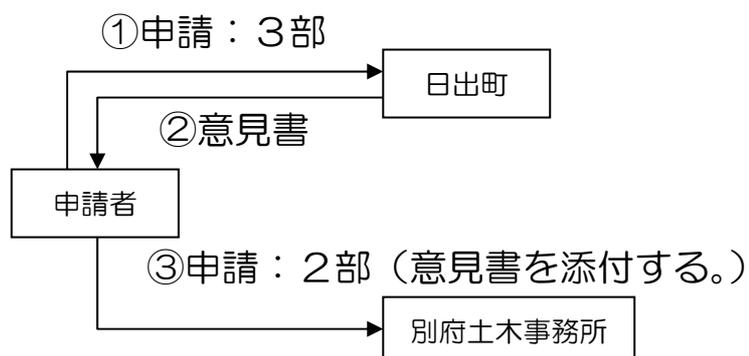
第 54 条（抜粋） 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

（3）当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ 階数が 2 以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

### 手続きの流れ



## 都市計画法施行令抜粋

(法第 53 条第 1 項第 1 号の政令で定める軽易な行為)

第 37 条 法第 53 条第 1 項第 1 号の政令で定める軽易な行為は、階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転とする。

(法第 53 条第 1 項第 3 号の政令で定める行為)

第 37 条の 2 法第 53 条第 1 項第 3 号の政令で定める行為は、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行うものとする。

(法第 53 条第 1 項第 5 号の政令で定める行為)

第 37 条の 3 法第 53 条第 1 項第 5 号の政令で定める行為は、次に掲げる建築物の建築であって、法第 12 条の 11 に規定する建築物等の建築又は建設の限界に適合して行うものとする。

(1) 道路法第 47 条の 7 第 1 項第 1 号 に規定する道路一体建物の建築

(2) 当該都市計画施設である道路を管理することとなる者が行う建築物の建築

## 都市計画法抜粋

(許可の基準)

第 54 条 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

(1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。

(2) 当該建築が、第 11 条第 3 項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。

(3) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ 階数が 2 以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

○日出町への申請時には 3 部提出して下さい。(1 部が申請者、1 部が大分県、1 部が日出町のものとなります。)

また、申請に係る添付図面等は下記のとおりとなります。

### 申請書添付図面等

①付近見取図	方位、施行箇所、道路その他の交通機関及び目標となる土地建物（駅、停車場、公共建築物、河川湖沼等）を明示すること。
②敷地内における建築物の位置を表示する図面	縮尺 500 分の 1 以上、方位、地名、地番、敷地の境界線、上・下水道の系統図、敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。
③各階平面図	縮尺 200 分の 1 以上、許可行為変更の場合は対照平面図とすること。
④断面図	原則として横断面図及び縦断面図の 2 種類、縮尺 200 分の 1 以上とすること。
⑤矩計図	主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号に定めるもの）である壁、柱、はり、屋根及び階段の内容を判断できるもの。
⑥その他	その他参考となるべき事項を記載した図書が必要な場合もあります。